

# 2010年“くるみん”企業のご紹介

～株式会社 ヒロケイが次世代認定マークを取得しました～

平成22年10月21日(月)、株式会社 ヒロケイ(広島市)が、認定マークを取得し、「次世代育成支援対策推進法」(以下、「次世代法」という。)に基づく、今年3社目の「2010年認定事業主」となりました。

株式会社 ヒロケイには、広島労働局雇用均等室長から「基準適合一般事業主認定通知書」と、次世代認定マーク“くるみん”の電子データが収納されたCD-ROMが手渡されました。



(左) 株式会社 ヒロケイ  
総務部 担当部長 三好 博 氏  
(右) 広島労働局雇用均等室  
室長 久保 充代



“くるみん”マークは、  
社員の仕事と育児の両立を支援するための  
計画(一般事業主行動計画)に基づいた  
取組みの結果が、一定の基準に適合した  
企業に進呈される「子育てにやさしい企業」  
認定マークです。

## ◆ 株式会社 ヒロケイ のコメント ◆

(代表取締役社長 岡田 辰生 広島市)

当社の『くるみん』認定マーク取得が、広島県で14社目、当社の企業規模(従業員101人～300人)、業種(情報サービス)共に初の認定ということで、驚くと共に非常にうれしく感じました。

当社は『生き生き生きる』という社是のもと、社員が働きやすい職場の実現を目指し、その一環として社員が人生の大きな喜びである育児に取り組みやすい環境を作ることに努めています。女性の育児休業や時短は定着していますが、今後は男性にも育児の経験をしていただき、仕事にも活かしていただくことで、社員とともに会社も成長していきたいと考えています。

## ◆ 株式会社 ヒロケイ の行動計画 概要 ◆

【計画期間】

平成20年9月1日～平成22年8月31日

【内 容】

- 妊娠、出産後の健康診査等のための通院時間の確保及び妊娠中の通勤緩和措置の周知徹底
- 計画期間内に育児休業の取得率を以下の水準以上にする事
  - ・男性従業員・・・1名以上
  - ・女性従業員・・・80%以上
- 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施をする

★広島労働局管内の認定企業名一覧(平成22年10月現在)はこちら。

★平成21年4月から常時300人以下の労働者を雇用する事業主の認定要件が緩和されました。

★「次世代法」の改正内容については厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>)をご覧ください。

○次世代育成支援対策推進法についての問い合わせ先:広島労働局雇用均等室(電話082-221-9247)

# 2010年“くるみん”企業のご紹介

～株式会社 サンキが次世代認定マークを取得しました～

平成22年8月2日(月)、株式会社 サンキ(広島市)が、認定マークを取得し、「次世代育成支援対策推進法」(以下、「次世代法」という。)に基づく、今年2社目の「2010年認定事業主」となりました。

株式会社 サンキには、広島労働局雇用均等室長から「基準適合一般事業主認定通知書」と、次世代認定マーク“くるみん”の電子データが収納されたCD-ROMが手渡されました。



(左) 株式会社 サンキ  
常務取締役 管理本部 本部長 木村 博 氏  
(右) 広島労働局雇用均等室  
室長 久保 充代



“くるみん”マークは、  
社員の仕事と育児の両立を支援するための  
計画(一般事業主行動計画)に基づいた  
取組みの結果が、一定の基準に適合した  
企業に進呈される「子育てにやさしい企業」  
認定マークです。

## ◆ 株式会社 サンキ のコメント ◆

(代表取締役 木村 曠 広島市)

この度、当社でも認定マーク『くるみん』を取得致しました。

企業競争力の維持・強化につなげるためには、仕事と育児を両立する従業員の活用は不可欠であり、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、仕事と育児の両立を企業の社会的責任と捉えて次世代育成支援を推進していきます。また今後も「第2期行動計画(計画期間:2010年4月1日～2015年3月31日)」の実行にも取り組んでまいります。

## ◆ 株式会社 サンキ の行動計画 概要 ◆

【計画期間】

平成17年4月1日～平成22年3月31日

【内 容】

- 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定
- 3歳から小学校就学前の子を養育する社員が希望する場合に利用できる育児短時間勤務規定の見直し
- 計画期間内に育児休業の取得状況を以下の水準以上にする
  - ・男性の育児休業取得者・・・1名以上
  - ・女性の育児休業取得率・・・70%
- 年次有給休暇の取得日数を、1人あたり年間平均4日以上とする

★広島労働局管内の認定企業名一覧(平成22年8月現在)はこちら。

★平成21年4月から常時300人以下の労働者を雇用する事業主の認定要件が緩和されました。

★「次世代法」の改正内容については厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>)をご覧ください。

○次世代育成支援対策推進法についての問い合わせ先:広島労働局雇用均等室(電話082-221-9247)